

弁護士会の課題

会長に就任された後、実感され た弁護士会の課題は何ですか。

セーフティネットとしての弁護 士会の役割をいかに果たすかで す。例えば、成年後見人をつけな ければならない場合で本人に資力 がないとき、高齢社会になった我 が国で、弁護士会がどう関与すべ きかが問題になります。また、子 どものいじめ問題で第三者委員会 の委員の推薦を当会が求められた 場合も、地方自治体においては委 員の活動に適った予算手当のされ

少子化になった我が国で、弁護士 会がどう関与すべきかが問題にな ります。さらに、外国人労働者が 出入国管理法の改正で今後5年間 で約30万人増えると言われていま すが、在留資格が切れている場合 でも、人権という観点からの対応 が必要になるなどの課題がありま す。社会の歪の影響を受けた方々 の救済のために、弁護士会におい て、何をすべきか、何ができるか が課題であろうと思います。

中小企業のアクセス障害の解決 をどうするのかという課題もあり

ます。弁護士会が、個々の中小企 業にアクセスするのは事実上難し いので、中小企業を束ねる団体と 連携をとって、その団体を通して 上手にアクセスできる道を拓くこ とを考えています。このアクセス 改善が、弁護士の業務基盤の確立 の一要素となると考えています。

それから、今年は「敷居は低い が質は高い」をテーマに上げてい ますが、誰でも弁護士が質を高め る機会に接することができるよう にしたいです。それは研修制度の 充実だと思います。一例ですが、 労働問題の中級程度の知識を得た いと思う弁護士がいたときに、ど のe-ラーニングを聞けばその需要に 応えられるのかを分かり易くする 工夫が必要だと考えています。こ の点は、まだ成果は出ておらず、 次年度において引き続き取り組ん でもらえればと思っています。

民事裁判のIT化について、令和2 年2月から現行民訴法の下で弁論準 備手続の争点手続等はウェブ会議で できることになります。その先は、 ペーパーレス化、そして書類の電子 ファイル化等です。2月には、法制 審議会に対し民訴法の大改正に関す る諮問がされますので、大阪弁護士 会の個々の会員が、裁判を受ける権 利の保障、審理の充実という点か ら、法制審議会の議論に対し自分の 問題として意見を言え、その意見を くみ上げる取組をしなければならな いと思います。

刑事司法の分野では、可視化対 象事件の拡大とともに、大阪から 声を上げている、取調べにおける 刑事弁護人の立会権の導入という 問題があります。これらは、刑事 弁護の実践を通して、可視化実現 の法制化を勝ち得た大阪弁護士会 のパワーがありますので、若手会 員にそのパワーが引き継がれ、大 きな力として刑事弁護の実践がな されると考えています。

死刑廃止については、色々な考 え方があるというのは私も十分理 解していますが、昨年の12月9日の 当会臨時総会において、死刑廃止 決議が可決されましたので、今後 は、これをどう広めていくかが問

題だと考えています。国会でも、 与党野党を問わず参加している議 員連盟ができていますので、そこ への働きかけが重要かと思いま す。

弁護士自治のところでは、いく ら自治・自治と叫んでみても、財 政基盤が確立していないと、「貧 すれば鈍する」ということになり ますので、弁護士会の財政を分か り易く分析して、その現状を会員 の方々にご理解していただく機会 を設けたいと考えています。例え ば、会財政が黒字になっているの は負担金会費があるからとか、ま た、南海トラフ地震による津波が 来たとして、地下にある電源の復 旧のための費用も考えていかなけ ればならない等、そういう点から 見ると、当会の財政は脆弱な面も あるということです。反対に、今 のように負担金会費もある程度の 収入が見込め、大きな支出として は大規模修繕だけという状況が続 くなら、当会の財政は安定的とい う見方もありますので、多角的視 点から当会の財政を考えていただ ければありがたいと思っていま す。

死刑制度廃止の総会 決議について

死刑制度廃止の総会決議を行っ て、弁護士会の立場を対外的に 示すことにはどのような意義があ るとお考えですか。

対内的及び対外的という意味で、 2つの意義があると考えています。

基本的人権擁護の立場から色々 な委員会活動を行っている当会 が、死刑制度廃止に関する総会決 議をしたということは、日弁連内 で非常にインパクトがあるという のが1点です。

それから、対外的には、これは どうしても立法しなければなりま せんから、海外の様子を見ていて も、世論は死刑存置であっても、 そのときの政治家のリーダーシッ プで死刑廃止をしている国もあり ますので、そういう意味では先ほ どの議員連盟に参加されている国 会議員に対しても、大阪として話 がし易くなるということです。

それから、当会の課題として は、機が熟している課題と、まだ 十分会内討論ができていなくて、 機の熟していない課題がありま す。死刑制度廃止については、そ の実現に向けて取り組むというこ とが平成30年3月27日の常議員会 で決議されていますし、それまで 死刑廃止検討PTにおいて長い年 月活動されていますし、京都コン グレスもありますので、色々悩み ましたが、機は熟していると考 え、総会決議に付そうということ にしました。

リーダーシップ

― 今川会長にはリーダーシップがあ るので、副会長も仕事がやり易い のではないかと思います。

リーダーシップというよりも、 機が熟したものをどういうふうに 上手に成果として取り出すかとい う話ではないでしょうか。そこで 難しい一例として、分野別登録弁

護士制度があると思います。マス コミ報道でも取り上げてもらった のですが、結局は登録している人 がまだ約200人程度です。市民から のアクセス数も思ったより少な い。今後は、分野別登録弁護士制 度を一生懸命やって、2~3年後に は検証をし、どうするかを検討し ないといけないと考えています。 その際には、重点取扱分野制度も ありますので、分野別と重点取扱 分野は何が違うのかとか、そのあ たりの整理をどうするかもしてい かないとと思います。弁護士会が 情報を発信するのは良いのです が、この情報を利用していただき たい市民の方々が、その情報をど のように受け止めているのか等を 検証することが必要だと考えてい ます。

たとえばホームページの検索の 仕方で、「分野別から選ぶ」という のをむしろメインにしてしまえば、 皆さんそっちから入っていただけ ますね。

ホームページも考えないといけ ない。ただ、ホームページの一番 初めに出してもらいたいという要 望が各委員会から出るでしょう。 そのあたりの選別も重要なんです けどね。

「平和企画」について

― 次に、本誌での「平和企画」につ

いての思いをお聞かせください。 NHKのドキュメンタリー番組 で、戦前、岐阜県の黒川村から旧満 州に入植した開拓団が、終戦直後、 身の安全を守るために、侵攻してき

たソビエト兵らに護衛してもらうか わりに、16~18歳の未婚女性がソ連 兵らに体を呈して皆を守って全員引 き揚げてきたという番組がありまし た。その中で、90歳ぐらいになった 女性が初めて、自らの体験を語り平 和がいかに重要であるかということ をおっしゃっていました。このよう に当事者の方が体験を語ることが非 常に重要なのではないかと思ったの が1つです。

もう1つ意を強くしたのは、九 州弁連大会が沖縄でありました。 基地問題に取り組んでおられる弁 護士から、朝10時から夕方5時ご ろまでキャンプ・シュワブ、普天 間という基地問題のこととか、平 和祈念館付近の一番激烈な戦争が あった場所の説明を聞きまして、 歴史的な流れを聞いていくことは 非常に重要だと思いました。ま た、ある人は、沖縄でも誰もが自 分の経験を語り部として語るので はないということを話されていま した。なぜかというと、自分の親 族も色々な苦しい目に遭っている から、自分の胸だけにしまってお くということらしいです。

しかし、黒川村の報道のよう に、そのような思いを持つ方があ えて語る言葉には大きな感銘力が ありますし、それを聞いて、人 が、どう考えるか、どう行動する かという動機になるのではないか と思っています。

弁護士会活動への参加

また、本年度は特集として各委員 会の紹介記事を毎月掲載してい ますが、とりわけ若手会員の弁護 士会活動への参加について何か お考えはありますか。

委員会活動というのは強制する ものでもないし、自発的にやって いただくことなので、自分が委員 会活動する時間があれば行ない、 そのような時間がなければしない という、乗り降り自由な委員会活 動でなければならないと考えてい ます。自分に少し時間の余裕がで きたら委員会活動をする、例え ば、10年委員会活動を何もやって こなかったけれども、こういうこ とをやりたいと思ったときにどこ かの委員会に入れる、そういう委 員会活動であればいいなと思って います。ただ、今は色々な委員会 が専門化していて途中から入りづ らい。若手会員だけでなく、10 年、15年たった会員でも、自分が 興味を持って委員会に入りたいと 思ったときに、これを受け入れら れるような委員会活動になればい いなと思っています。

事務所の問題もあって、経営上 そんなことをするなという事務所 もあるようですし、若手会員も自 分の収入が大変なので自由な時 間をなかなか割きにくいというこ ともあるようです。

その点も分かりますので、乗り降 り自由な委員会活動ができるように なれば良いと考えています。委員会 の中には、若い人が来ないと言って 困っているとか、若い人に活動を引 き継いでいきたいんだと言われる委 員会もあります。だから、こういう 企画をすることによって、委員会に おいて、その活動を紹介していただ いて、何時でも入れますということ を示していただいているのではない かと思います。

一 歓迎していますと。

はい。委員会において、自分たち がきちんと新しい人を受け入れてや っていくということを自覚しアピー ルしていただくという意味でもよか ったのではないかと思います。

本年度の副会長

本年度の副会長はとてもチーム ワークがよくて、仲がいいように見 えるのですが、会長自身が気を 遣っている面も含めて、副会長に 対して何かありますか。

副会長として、その経歴からし て、十分な経験もお持ちですし、 事務所経営をしておられますの で、自分で考え、行動できる能力 がある人たちばかりです。それ で、自由にしたらいいんじゃない かと思いますが、私が言っている ことは2つあります。

まず、何かをするにしても、ゴー ルを定め、何時までに何をするかを 決めてくださいと言っています。そ うじゃないと、大体先送りになりま すからね。そして、できないものは 何かということもちゃんと分けてく ださいと言っています。

もう1つは、副会長は伝書鳩じ ゃないと。委員会で言われたこと

を正副会長会に持って来て、また そこで言われたら委員会へ持って 行くということではなくて、自分 がこの委員会の議案を通したいと 思うんだったら、委員会で十分議 論して自分の意見も言って、ほか の人が反対するんだったらそれを 説得する、副会長の仕事とはそう いうものですと言っています。例 えば、自分はこういう分野は経験 したことがないので、この分野の ことはは分かりませんというの は、通用しないのではないでしょ うか。しかし、副会長の方々は、 そのような事は当然分かって会務 を遂行されていますので、心強い 限りで安心しています。

結構厳しいですね。皆さんチーム ワークがよくてよかったですね。

私は、特段、厳しいとは思って いません。

副会長であれば、自分がやった ことのないような委員会も担当し ないといけないでしょう。委員会 で専門の人が多かったら、人間は どうしても臆するところはありま すけれども、そういうことは関係 ないと。分からない点は教えてく ださいと聞いて議論していけばい いので、分からないままにしてい ってしまうのがよろしくない。だ から、自分の意見をきっちり言っ て、間違っていたら間違っていた で、また改めて議論をしていけば いいのではないでしょうか。

しかし、外からチームワークが よいと見られていることは非常に

よかったと思います。副会長の先 生方には感謝しております。

弁護士職務基本規程 の改正

会長は日弁連で弁護士職務基 本規程の改正を担当されたそう ですが、部分的には反対意見も あって、会内合意について何か 思うところはありますか。

菊地会長の1年目のときに意見 照会があって、そのとき私は大弁 の常議員会で反対の意見を述べた ことがありました。その意見照会 の回答に対する検討については、 私が副会長として担当しました が、よくよく議論しだしたら、実 は大きく異なるものではないとい うことが分かってきたのです。つ まり、第三者の秘密は全部秘密保 持義務の対象になるのではなく、 例えば、依頼者が第三者の秘密に ついて秘匿してもらいたいと表明 したものに限るということが分か ったのです。そこで、昨年の8月 の理事会から説明をして意見をい ただき、昨年の臨時総会に提案し ようというということを始めたの です。しかし、今まで私自身が担 当として丁寧な説明をしていませ んでしたから、理事会において単 位会に意見照会をすべきであると いう意見が多数出ましたので、臨 時総会に提案することを断念しま した。この経験を通して、いくら 正しいことであるという信念があ っても、やはり会内合意形成をす るときには、まず丁寧な説明が要 ると、改めて認識しました。

一 同じ「秘密」という言葉にしても、 色々な立場から違う方向で考え ていますからね。

そうですね。改正案を通したい のであれば、こう考えているんだ ということを執行部は丁寧に説明 していかないといけません。これ は本当に勉強させていただきまし た。会内の合意形成は、まず何時 までにするのかという目標を立て て、年度内にできないのであれ ば、次年度に送るためには本年度 内に何をすればいいのかというこ とを考えていかないといけないん じゃないかということです。

ピアニストとの交流

最後に、日経新聞にピアニストと の交流の記事が掲載されていま したが、会長のお好きな音楽や おすすめの音楽があれば披露し ていただけますか。

自称名誉後援会長をしていると 紹介しました、吉川隆弘さんが12 月13日にサントリーホールでピア ノ演奏されたので、妻と一緒に聞 きに行きました。

もともと、私は友新会でカラオ ケに行っても音痴で通っています から、音楽で蘊蓄を語る資格はあ りません。ただ、日弁連の副会長 はカラオケのうまい人が多くて、 懇親を込めて飲みに行っていまし て、最後に締めで皆で歌う歌が決 まっています。山口百恵さんの 「いい日旅立ち」でして、いい大 人が皆で歌って明日の英気を養 い、今日は解散と。

一 東京に毎週行っていると、ご家庭 への気遣いも必要なのでは。

いやいや、そんなことは全然な くて、私は大体土曜日の昼ごろに 東京から帰ってきてゆっくり過ご して、日曜日に、翌日にある当会 の正副会長会の資料を全て読みま すが、妻は何にも言いません。フ リーです。「頭使い過ぎちゃう?」 とか「いつ休んでんの?」とか、聞

くだけです。だから、東京で飲ん でいるとはあまり言えない。

大阪と東京の往復

一 大阪と東京を往復し、大量の資 料を読みこなすのは大変でしょ う。

楽しいですよ。小説とか色々な 読み物を読むのも楽しいですが、 日弁連の意見書は20ページあるか なしかぐらいですが、その意見書 を理解しようと思うと、その下に なったと思われるものから読んで いきます。例えば、針原先生がご 担当で、日弁連の正副会長会に説 明に来られた、公害対策・環境保 全委員会の意見書などは今まで触 れたことのないような内容ですの で、このような新しいものに触 れ、自分なりの意見を言えるとい うことは、本当に楽しいです。

今日はお忙しいところありがとう ございました。

ありがとうございました。